

平成 31 年度 版

人権教育研修資料

なくそう差別 築こう明るい社会

～みんなで考えよう人権課題～



鹿児島県教育委員会

はじめに

人権教育研修資料は、平成16年に策定された「鹿児島県人権教育・啓発基本計画」（平成23年9月2日一部変更）を踏まえ、教職員や行政職員などの特定職業従事者が人権に関する研修の充実に資する目的で作成しています。

平成28年に、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法：4月1日）」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法：6月3日）」、「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法：12月16日）」の人権に係る3つの法律が施行されました。これは、国内における人権を保障する意識の高揚を示していると同時に、差別や偏見、無理解などによる人権侵害の状況がなおも深刻化していることを意味しています。

そこで、本資料は、同和問題をはじめとする様々な人権課題の理解を深める内容を中心に編集しております。各所轄等における研修はもとより、日常的な活用が一層図られるよう、身近な所に常備して継続した活用をお願いします。

活用に当たって

1 本資料のページ構成について

※「犯罪被害者等の人権」と「北朝鮮当局による拉致問題等」以外の人権課題は、見開き2ページで編集しています。

関連する単元や活動等	
実施時期 月	旬
6	初
9	中
10	下
・	・
・	・

- ←「障害者の人権」または、「高齢者の人権」の記入例
- その① 年度始めに、人権課題と関連する教科の単元や行事などをあらかじめ洗い出して示しておく。
- その② 年度途中で、新たに関連付けられる内容を朱文字等にして加筆する。
- その③ 年度終わりに、次年度に向けた修正等を行う。

人権同和教育研修で学年部等の話し合いの時間をつくり、本資料を活用した際に書き込んだりして、人権課題に対する取組の充実に努めましょう。

2 人権課題を自分のこととして考えるために

「**Mom**」（モムの基本姿勢（M：見つめる、O：思いをめぐらす、m：向き合う）」を基盤に、当事者の思いや願いに寄り添いながら考えましょう。



3 内容の理解をより深めるために

鹿児島県発行の「人権啓発パンフレット「じんけんハンドブック」（県のウェブサイトから閲覧可能）と併せて活用することで更に理解を深めることができます。

目 次

本資料には、「鹿児島県人権教育・啓発基本計画」に基づいて、以下の12の人権課題を掲載しております。

活用した際は、日付欄を記入して活用状況の確認に役立ててください。

- | | | |
|----------------------|---------------------------|------|
| 1 女性の人権 | ✓ 年 月 日, ✓ 年 月 日, ✓ 年 月 日 | P 1 |
| 2 子どもの人権 | ✓ 年 月 日, ✓ 年 月 日, ✓ 年 月 日 | P 3 |
| 3 高齢者の人権 | ✓ 年 月 日, ✓ 年 月 日, ✓ 年 月 日 | P 5 |
| 4 障害者の人権 | ✓ 年 月 日, ✓ 年 月 日, ✓ 年 月 日 | P 7 |
| 5 同 和 問 題 | ✓ 年 月 日, ✓ 年 月 日, ✓ 年 月 日 | P 9 |
| 6 外国人の人権 | ✓ 年 月 日, ✓ 年 月 日, ✓ 年 月 日 | P 11 |
| 7 H I V 感染者等の人権 | ✓ 年 月 日, ✓ 年 月 日, ✓ 年 月 日 | P 13 |
| 8 ハンセン病元患者等の人権 | ✓ 年 月 日, ✓ 年 月 日 | P 15 |
| 9 インターネット等による人権侵害 | ✓ 年 月 日, ✓ 年 月 日, ✓ | P 17 |
| 10 性的マイノリティに係る人たちの人権 | ✓ 年 月 日, ✓ 年 月 日, ✓ | P 19 |
| 11 犯罪被害者等の人権 | ✓ 年 月 日, ✓ 年 月 日, ✓ 年 月 日 | P 21 |
| 12 北朝鮮当局による拉致問題等 | ✓ 年 月 日, ✓ 年 月 日 | P 22 |
| 13 主な相談窓口等 | | P 23 |

女性の人権



- 6月23日から29日までの1週間：「男女共同参画週間」(国)
- 7月25日から31日までの1週間：「男女共同参画週間」(県)
- 11月12日から11月25日までの2週間：
「女性に対する暴力をなくす運動」期間 (国・県)
- 11月25日：「女性に対する暴力撤廃国際日」(国連)
- 3月8日：「国際女性デー」(国連)



7月12日：マララ・ティー（国際連合）

マララ・ユスフザイさん

パキスタンの女子学生。女子が教育を受ける権利を訴える。下校中に武装勢力に襲われ、頭を銃で撃たれた。奇跡的な回復を遂げ、支援の輪が世界中に広がる。史上最年少17歳でのノーベル平和賞の受賞。

マララさんが2013年7月に国連本部（ニューヨーク）で行った演説から

One child, one teacher, one book and one pen can change the world.
Education is the only solution.

1人の子ども、1人の先生、1冊の本、1本のペンで世界を変えられる。
教育こそがただ一つの解決策だ。



世界で最初に女性参政権を認めたのは、1893年のニュージーランドで、多くの国々は、1900年代です。女性参政権運動をはじめとして、女性の社会的地位の改善に向けた様々な運動や政策等が実施されてきています。これからも男女平等を推進する教育の充実が図られなければなりません。

◆ 日本で活躍した明治・大正時代の主な人物

岸田俊子

文久3（1863）年～明治34（1901）年

- ・男女同権のさきがけ
- ・封建時代からの男女差別に挑む



福田瑛子

慶応元（1865）年～昭和12（1927）年

- ・東洋のジャンヌダルク
- ・自由民権運動に参加



平塚雷鳥

明治19（1886）年～昭和46（1971）年

- ・戦前戦後を代表する女性解放運動のリーダー
- ・市川房江らと「新婦人協会」を結成



市川房江

明治26（1893）年～昭和56（1981）年

- ・婦人参政権運動で著名な政治家
- ・女性の地位や権利の向上に尽力



■ 国内の状況の変遷や現状

小学校就学率男女間格差

明治初期 … 1.5倍の格差

明治後期 … 格差は、ほとんどなし

世界の成人女性の識字率（対男性比%）

85%（世界子供白書2017）

※日本…ほぼ100%に近い

働く女性の割合

15歳から64歳の女性の「就業率」が69.9%で過去最高

(総務省が平成30年8月31日に発表した7月の労働力調査)

2018年版「ジェンダー・ギャップ指数」

※世界経済フォーラム（WEF）による世界各国の男女平等の度合いを示した指数

日本は調査対象149カ国のうち、110位（2017年版では、114位で過去最低）

<背景>

女性閣僚や女性議員の少なさ、専門職や技術職に女性の占める割合が低い、女性の高等教育における現状等が考えられている。

平成30年
(2018年)

国内大学医学部系の入学試験における男女間の不公平な傾斜配点措置の問題が発覚

第3次鹿児島県男女共同参画基本計画 (平成30年度から5か年間)

全ての個人が、互いに人権を尊重し、並びも責任も分かれも合いつつ、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に發揮できる男女共同参画社会の実現をめざす。

鹿児島県男女共同参画

検索

現状に対する

“つぶやき”が紹介

- 育児休業から復帰したら、簡単な業務にまわされました。
配慮だったのでしょうが、私はそれを希望していませんでした。
- 自分の母親が、ことあるごとに父親に殴られていたことを、「DV」と聞く思い出します。
でもDVは過去の問題ではないんですね。
- 30歳になりました。「そろそろ結婚した方がいいよ」「女子力低いんじゃない？」等々と言われます。37歳。やっと結婚できたと思ったら、「子どもはまだなの？」等々と言われます。



○女性活躍→女性参画の推進

○DV

⇒男女が置かれてきた社会的・構造的问题の解消を！

○地域活動

⇒地域コミュニティにおける男女共同参画の視点を！

○妊娠・出産

⇒ワーク・ライフ・バランス やライフイベントへの柔軟な対応を！

○育児・家事

⇒女性の就業率の増加傾向の意識化を！

学校においては、どのように取り組めばよいのでしょうか？



「自他を大切にする」教育の充実=人権教育の柱である人権尊重の理念の具現化を図る。



基本計画の基本目標の項には、「男女共同参画社会の根底を成す基本理念である『男女の人の権の尊重』は、『性別にかかわりなく』一人ひとりの人権が尊重されることを意味しています。」と示されています。

重点目標1に掲げられている「男女共同参画社会の形成に向けた固定的性別役割分担意識の解消、教育・学習の推進」を図る。

施策の方向に、学校教育における男女共同参画の推進、性の多様性についての理解促進等が示されています。

<具体的な施策>

- ・教育関係者が男女共同参画を正しく理解するための研修等を実施すること
- ・学校教育活動全体を通じた人権尊重と男女共同参画を推進する取組を充実すること
- ・多様な選択を可能にする教育及び能力開発・学習機会を提供すること
- ・性の多様性に関する啓発、相談対応を行うこと

※ 県男女共同参画センター事業の「学校への男女共同参画お届けセミナー」、「子どもたちの男女共同参画学びの広場事業」の積極的な活用を！

みんなで考えよう！

次のつぶやきを読んで、話し合ってみましょう。自分自身の経験や身近なことを思い浮かべるとどんな気付きが生まれるでしょうか。 **Mom!**

夫も私もフルタイムで働きながら、2人の子どもを育てています。子どものお迎え、夕飯づくりに間に合うよう、いつも時間とにらめっこしながら働いています。どうしても残業しないといけないときは、夫に「今日残業していい？」と聞いています。でも同じように夫に聞かれたことはありません。夫は、お迎えや夕飯のことを気にしながら仕事をしていることはないんだろうなと思うと、なにかおかしい、と思います。

※原文のままパートナー=夫として表記しています。

関連する単元や活動等

実施時期 月	教科・領域・単元・行事名等

子どもの人権



- 5月5日から5月11日の1週間：「児童福祉週間」(国)
- 11月：「児童虐待防止推進月間」(国)

「友達は選んで付き合いなさい」

これは、中学1学年3学期の通知表にあった担任からのたった一言の所見である。

私は、中学1年生の頃、5人グループから暴力による抑圧を受けた。使い走りをはじめ、5人の宿題も強要されるなどして、支配下に置かれた状態が学年末まで及んだ。私にとっては、ただ抑圧に耐え続けた日々だったのに…。先生は…。



子どもを取り巻く現状には、いじめ問題をはじめ、不登校、児童虐待、貧困など命に関わる険しい状況が横たわっています。学校では、「一人一人を大切にして…」という枕詞で学校の姿勢が表現されます。子ども一人一人を真の意味で大切にする学校づくりを進めましょう。

◆ コルチャック先生と「子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）」



コルチャック先生（本名：ヘンリック・ゴールドシュミット）



1989年、国連総会で「子どもの権利条約」が満場一致で採択

良い間、「子ども」は「大人になる途中の未熟な人間」と考えられてきました。子どもは年齢に応じてその能力に未発達な部分を抱えているという特徴があります。そのため、「子どもの権利」を考えるときには、一人の人間として尊重されるべきであり、子どもとして保護を受ける存在であることを認識することが大切なのです。

このような基本的な考え方から「子どもの権利条約」は採択されました。

国連は、採択した11月20日を「子どもの日」として制定するように勧告しましたが、具体的日付は、各国に任せました。我が国は、1948年に5月5日を「子どもの日」としていましたので、この日をあてました。



■ 国内における「子どもの人権」について

○ 法務省のウェブサイト「子どもの人権を守りましょう」に取りあげられている内容

いじめ問題 体罰 児童虐待 児童買春 児童ボルノ問題 など

※ 「子供の貧困」も命に関わる課題として深刻化しています。

※ 海外では、人身売買の状況も深刻化している国もあります。

○ 子どもの人権相談窓口（子どもの人権110番：法務省）に寄せられる内容

いじめ、仲間外れ、男女交際、不登校、退学強要、校則、学校事故、体罰、先生のひいき、セクハラ、虐待、親の過干渉、両親の離婚、兄弟姉妹とのトラブル、少年事件など

「体罰」は重大な人権侵害！

「つい、やってしまった」では、すまされません。意識を途切れさせず、子どもとの信頼関係を深めましょう。

※学校教育法第11条で禁止



「子どもの権利条約」の基本的な考え方の「一人の人間として尊重されること」と「子どもとして保護を受ける存在であること」の2つの側面から考えることが大切ではないでしょうか。

いじめ問題

文部科学省及び鹿児島県教育委員会

「平成29年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について」から

1 平成29年度のいじめの認知状況

本県……5,378件 (様態:「冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が61.4%)

全国…414,378件 (様態:「冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が62.3%)

※全国の件数:公立学校、国立学校、私立学校における件数(本県件数は、公立学校のみ)

2 平成23年度から平成29年度のいじめ認知件数の推移 (全国)

H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
70,231件	198,109件	185,803件	188,072件	225,132件	323,143件	414,378件

※H23年度の認知件数と比して、平成29年度は6倍弱の認知件数となっている。

3 平成29年度のいじめの発見のきっかけ (全国)

①学校の教職員等が発見

②学校の教職員以外からの情報により発見

アンケート調査など学校の取組により発見 52.8%	学級担任が 発見 11.1%	その他	本人からの訴え 18.0%	本人の保護者 からの訴え 10.2%	その他
------------------------------	----------------------	-----	------------------	--------------------------	-----

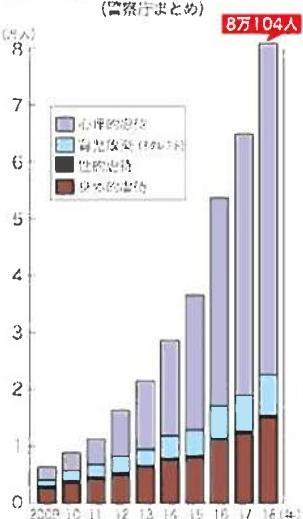
※日常生活では、いじめがなかなか見えにくいことが分かる。

※本県は、「本人からの訴え」が(H28)11.1%→(H29)17.9%と増加した。(公立学校)

児童虐待

※教職員には、早期発見努力義務、通告義務があります。(児童虐待防止法)

警察が児童相談所に通告した子どもの数
(警察庁まとめ)



全国の警察が平成30年ににおいて、虐待を受けているとして児童相談所に通告した18歳未満の子どもの数は、80,104人で過去最多でした。これまで最高であった平成29年に対し22.4%の増加です。

社会の関心の高まりで警察への通告や相談が増えたことが考えられますが、虐待で子どもの命が奪われている現実は、かなり憂慮すべき事態にあります。

子どもの貧困

「子どもの貧困対策に関する法律」(H26施行)

○ 基本理念

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現することを旨として講ずることにより推進されなければならない。

学校で今すぐにできること!

① 保護者への経済的負担の軽減を図ること

→[再度確認] 平成30年3月19日付け文科省通知文
「学校における通学用具等の学用品等の適正な取扱いについて」

② 修学支援に係る制度等の保護者への周知

→高校生等奨学給付金事業や各種奨学金制度等

③ 貧困の連鎖を防止するための学習支援など

→学習が定着しにくい子供への学習支援策の構築

SSWや関係機関等との連携も積極的に行い、

学校をプラットホーム(基盤・土台)とした対策を!

Momで考え方!



子どもの人権に関しては、とにかく子どものちょっとした変化に気付くことが極めて重要です。そこで、**Mom**の**基本姿勢**が力を發揮します。

詳しくは、**平成29年度版「なくそう差別 築こう明るい社会」**を参照してください。

Momの基本姿勢は、子どもとの信頼関係の構築、相談しやすい環境づくり、安心できる学級づくりなど様々な取組の基盤となる蓄みです。

関連する単元や活動等

実施時期 月／旬	教科・領域・単元・行事名等

高齢者の人権

- 6月14日：「認知症予防の日」（国）
- 9月15日：「老人の日」（国）
- 9月15日から9月21日までの1週間：「老人週間」（国）
- 9月21日を含む日曜日から土曜日までの1週間：「認知症を理解し一緒に歩む県民週間」（県）
- 10月1日：「国際高齢者デー」（国連）

「お年寄りには、やさしくしてあげなさい」「お年寄りを助けてあげないとダメだよ」

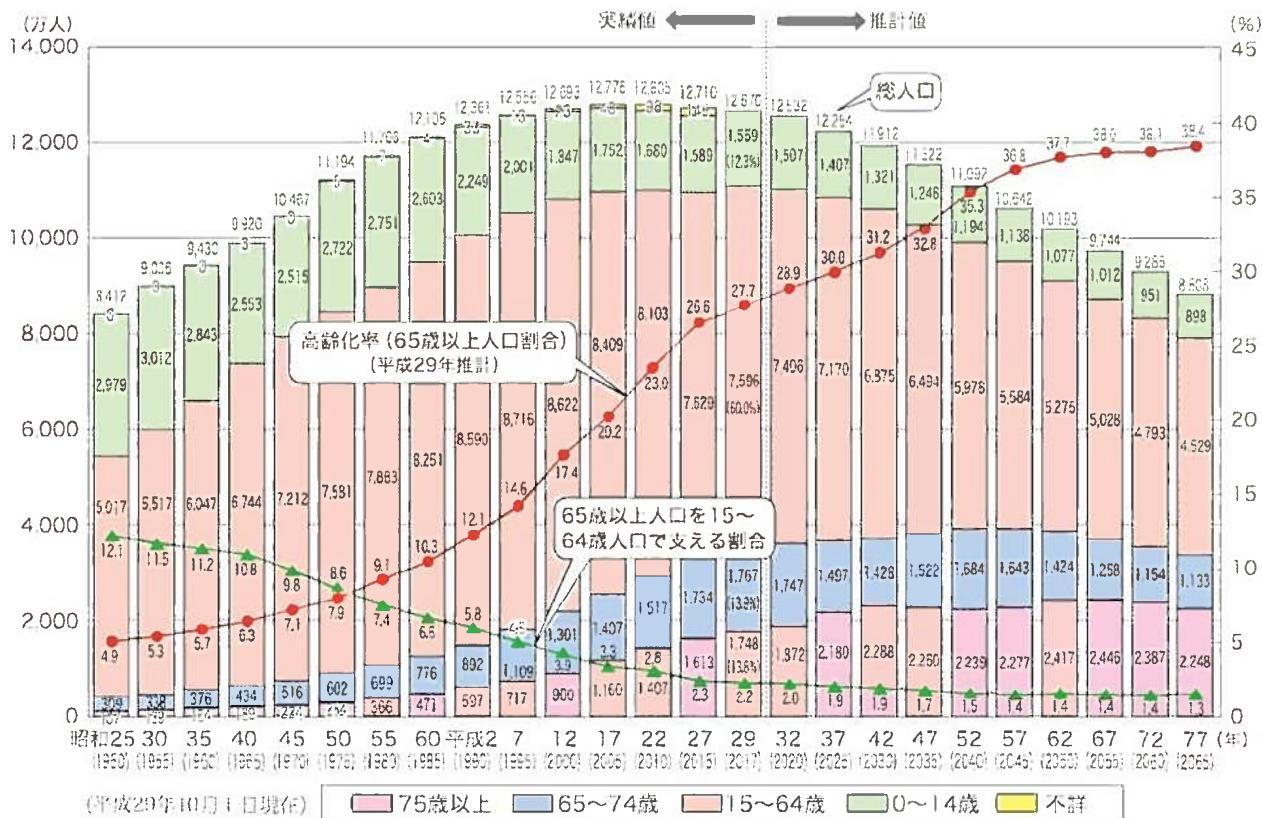


さて、このような子どもへの声掛けは、いかがでしょう。
高齢者＝「守られる存在」として社会が大切にする意識の醸成につながる声掛けではありますが、高齢者＝「弱い存在」という意識をつくる可能性もあります。一人一人の高齢者を尊敬する意識を育てるような声掛けなどが大切です。

◆ 現在、高齢社会から超高齢社会と言われています。

<高齢化の推移と将来推計>

(内閣府：平成30年度版高齢社会白書から)



現状

[2017年]

推計

高齢化率

[2045年]

27.7% (全国) 30.8% (本県)

※最も高い：35.6% (秋田県)
最も低い：21.0% (沖縄県)

36.8% (全国) 40.8% (本県)

※最も高い：50.1% (秋田県)
最も低い：30.7% (東京都)

[2017年]

65歳以上人口を15歳から64歳で支える割合

[2045年]

2.2人 (全国)

1.8人 (本県)

1.4人 (全国)

? (本県)

※本県は、高齢化率の推移から1人を切る可能性も考えられる。

[2016年]

平均寿命

[2050年]

女性 … 87.14歳 男性 … 80.98歳

女性 … 90.40歳 男性 … 84.02歳

高齢化の要因

「平均寿命の伸びによる65歳以上人口の増加」と「少子化の進行による若年人口の減少」

平成7年12月16日に施行された「高齢社会対策基本法」の前文に次のような文言があります。



我が國は、国民のたゆまぬ努力により、かつてない経済的繁栄を築き上げるとともに、人類の願望である長寿を享受できる社会を実現しつつある。今後、長寿をすべての国民が喜びの中で迎え、高齢者が安心して暮らすことのできる社会の形成が望まれる。そのような社会は、すべての国民が安心して暮らすことができる社会である。



高齢者が安心して暮らせる社会づくりを進めましょう！



学校においては、どのように取り組めばよいのでしょうか？

学校では、高齢者との交流活動を行事や総合的な学習の時間、ふれあい給食など様々な場で行っています。

その際、子どもたちが楽しい活動にすることも大切ですが、「高齢者とのふれあいや関わりから何を学ぶのか」というねらいを明確にして活動に臨むようにしましょう。

そこで、75歳の高齢者の人たちの生きてきた時間に思いをめぐらせてみましょう。

MOM!



戦争と食料や物がないきびしい時代を生き抜いたことなしに、人生は語れないよ。

顔や手のしわの一本一本に苦労や喜びもつまっているような気がする。

今は、時代の変化について行くのが大変だと感じているよ。

●誕生（1944年・昭和19年）



- ・終戦の1年前
- ・敗戦と戦争の大惨禍

●学童期（1950年代）



- ・戦後の混乱の真っ直中

●学生時代（1960年代）



- ・高度経済成長期
(参考)
1964年：新幹線開通

●青年期（1960～1970年代）



- ・建設ラッシュ
- ・ベビーブーム

●壮年期（1990年代）



- ・核家族化

●高齢期（2010年代）



- ・IT社会
- ・超高齢社会



『『困難な状況をどのように生き抜いてきたか』ということを語り伝える時間』など、今の時代を生きる子どもたちにはとても大切なことではないでしょうか。是非、学習活動に工夫を！

みんなで考えよう！

～認知症高齢者が安心して生活するために、あなたも認知症サポーターになりませんか～

認知症とは、脳の変性疾患や脳血管障害によって、記憶や思考などの認知機能の低下が起こり、6ヶ月以上にわたって、日常生活に支障をきたしている状態です。

今後、認知症の人の増加が見込まれていることから、県では、認知症に対する正しい知識と理解をもち、地域で認知症の人やその家族に対して、できる範囲で手助けする認知症サポーターの養成を進めています。

認知症の理解を深め、認知症の人やその家族にとってやさしい地域づくりと一緒に進めていきましょう。



厚労省 認知症施策

検索

認知症に関する様々な情報を得ることができます。

関連する単元や活動等	
実施時期	教科・領域・単元・行事名等
月	旬

障害者の人権

- 4月2日：「世界自閉症啓発デー」（国連）
- 9月23日：「手話言語の国際デー」（国連）
- 12月3日：「国際障害者デー」（国連）
- 12月3日から12月9日までの1週間：「障害者週間」（国）

くまもと障害者労働センター 代表 倉田 哲也さん



決して「周りとの違い」を恥ずかしがらないで下さい。「違う」を恐れず、恥じず、「自己責任」にしない、「互いに助け合える仲間」を作りましょう。
「障害」は「不自由」ですが、「不幸」ではありません。私たちは、「障害」を「克服」するのではなく、「障害」者差別をなくしたいのです。

（社会福祉法人くまもと障害者労働センターのウェブサイトから一部抜粋して引用）

◆ 平成28年7月、障害者施設で引き起こされた戦後最悪な殺人事件を忘れてはいけません！

19人の命を奪い、27人に重軽傷を負わせた犯人は、「障害者はいなくなればいい」と話したと言われています。この事件の背景に、障害者に対する排除と差別意識が確実に存在することは言うまでもありません。この事件を擁護する意見を表明する人たちが一部存在していることにも留意しなければなりません。

奇しくも、同年4月1日に、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行されたばかりでした。

◆ 戦後、報道等で明らかになった「障害者の命が家族によって奪われた事件」は約500件以上と言われています。

近年では、「障害者の地域での自立した生活」という地域福祉の理念が基本になっていますが、地域生活を現実的に支えているのは「家族」です。のことから、障害者を生きにくくしている社会が家族を追い込んでいる現状が存在することは言うまでもありません。

エクスクルージョン（排除）とインクルージョン（包括）

2014年（平成26年）1月20日公布

障害者権利条約

障害者の権利に関する条約

- 障害に基づくあらゆる差別、排除又は制限を差別として禁止
- 障害に基づく差別には、あらゆる形態の差別（合理的配慮の否定を含む）を含む
- 一般原則として、社会への完全かつ効果的な参加及び包容を規定

■ 明治以降の我が国の教育において

・日本で最初の障害児教育振興策（1871年）

当時の工部省の山尾庸三（1837年-1917年）が太政官に、盲学校、聾学校の建設に係る建白書を提出

・福沢諭吉の「西洋事情初編」（1856年）

欧米の障害児教育事情を数多く紹介し、当時の啓発的役割を果たした書籍

・米騒動を契機とした大正テモクラシーの思想と運動

日本の国策に反映して障害児教育のあり方に大きな変化を与え、1920年代を中心に「特殊教育」を大きく前進

・戦後の教育基本法の制定

「人権尊重と人道実践」を基本理念に、障害児へも教育の機会が開かれるという意味を明確化

・高度経済成長期の人的能力の開発

1969年3月、文部省は、「特殊教育の基本的施策のあり方について」を発表し、現在の通級指導や交流教育の内容を提示

・カラマンカ声明が日本に紹介

2007年4月1日、文部科学省から「特別支援教育の推進について（通知）」が出され特別支援教育の基本理念等が提示



サラマンカ声明・宣言 平成6年（1994年）のユネスコ国際会議（ミーティング、サラマンカ）において提出
通常の学校内は全ての子どもたちを受け入れるという「インクルージョンの原則」や、全ての人を含み、
個人の尊重や学習支援、個別のニーズに対応する「全ての者のための学校」の必要性を強調している。

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」 平成28年4月1日施行



- 障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進
- 不当な差別的取扱いの禁止
 - × 本人を無視して、保護者（支援者、介助者、付添）にだけ話し掛ける。
 - × 本人や保護者の意向を尊重しないで進学先を決める。など
- 合理的配慮の提供
 - 特性に応じて座席を決めたり、意思の伝達でタブレット等を使ったりする。
 - 代筆可能な書類を本人の意思を確認して代わりに記入する。など

学校においては、どのように取り組めばよいのでしょうか？

まずは、この啓発資料を読みましょう！

鹿児島県 合理的配慮

[検索](#)



全ての学校、全ての学級で…
「先生！合理的配慮をお願いします！！」
…と、要望されるかもしれません

本当に？

- ☆ 合理的配慮は3観点11項目で整理
- ☆ 基礎的環境整備は8項目で整理
- ☆ 具体的な合理的配慮
- ☆ 合理的配慮を提供するまでの具体的な進め方やポイント

→合理的配慮の具体例
「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」

→合理的配慮の実践事例

[インクルDB](#) [検索](#)

鹿児島県教育委員会研究室

Mom! おいて、様々な苦労や困難を強いられことがあります。とにかく、「声」に寄り添うことを絶対命綱とすることです。

みんなで考えよう！

「みんなちがって みんないい」
「ひとりは みんなのために みんなは ひとりのために」

学級や学校の掲示物に使われているフレーズです。

実際、障害の有無に関わらず、一人一人の子どもの「違い」が大切にされているでしょうか。また、いじめや不登校の問題においてもお互いが支え合う関係づくりが深まっているでしょうか。

障害があることや障害特性で「一括り」に捉えて一人の子どもを見てしまっては、インクルーシブ教育や特別支援教育の本質から乖離してしまいます。

多様性の受容が叫ばれている今日、子どもたちが「違い」を認め合うためにも、「様々な友達と関わることができる」子どもの育成に意識して取り組みましょう。

関連する単元や活動等	
実施時期 月	教科・領域・単元・行事名等 旬

同和問題

● 8月1日から31日までの1ヶ月間：「人権同和問題啓発強調月間」(県)

部落地名総鑑（通称）



1960年代半ばから、被差別部落の高校生の進路を差別から守る取組が始まった。高校生就職者の応募書類も統一されていく中で、ある書籍の存在が1975年に発覚した。この書籍の購入者の多くは、企業や事業所であった。被差別部落出身者を排除するための人事資料として活用され、「進路は自分たちの命だ」という高校生の思いを踏みにじる書籍であった。

■ 同和問題を取り巻く現状

- 1965年（昭和40年）に同和対策審議会答申が出され、51年を経た2016年（平成28年）12月16日に、「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」が公布、施行されました。

→ 第一条（目的）

この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴つて部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、（中略）部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

- 近年、県内で起こった部落差別事象

- 市町村役場の住民登録窓口に来た転入希望者から、「家族が気にしているので被差別部落がどこにあるのか教えてほしい」との問合せがあった。
- 学校で友達を侮辱する目的で、被差別身分名を表す賤称呼称を使った。
- 結婚の際に、相手方の親戚から、被差別部落出身であることを迷惑がっている言葉を受けた。
- 友達から「お母さんが『あの人たちとは遊んではいけない』と言うので遊べない」と言われた。
- インターネット上の掲示板に、特定の地域への差別を助長する悪質な書き込みが後を絶たず、情報の削除をプロバイダ等に要請する行動を繰り返し行っている。

- 同和問題に対する根強い「寝た子を起こすな」の意識

戦後、我が国が同和問題の解決に向けて何をすべきかを明らかにした「同和対策審議会答申」（1965年、昭和40年）には、次のように示されています。

「『寝た子を起こすな』式の考え方で、同和問題はこのまま放置しておけば社会進化にともない、いつとはなく解消すると主張することにも同意できない」

「そっとしておくこと」は、差別で苦しむ人たちに、声を上げることを許さず、なおも我慢を強いることになるのです。また、「そっとしておくこと」でかえって誤った認識が広がり、偏見や差別が温存、助長されてしまう恐れがあるのです。

実際、同和問題に対しては、「寝た子を起こすな」の意識が根強く存在しているのではないかでしょうか。



学校及び行政による教育や人権啓発、様々な団体の部落差別をなくす運動や取組等によって同和問題への理解が広がっています。日常的な差別発言等はなくなりつつありますが、結婚などの人生の節目においては、差別意識が潜伏化しています。また、インターネット上の差別書き込みは後を断たず、電子版部落地名総鑑の発刊で廃棄を行おうとするなど、悪質な行為が繰り返されている状況にあることも忘れてはいけません。

同和問題に関する理解を深めるために



平成30年度版人権教育研修資料「なくそ
う差別 築こう明るい社会」は、**同和問題**
基礎資料として編集してあります。

- ① とことん読み込みましょう！
- ② 授業づくりや研修に役立てましょう！



- 同和問題とは
 - 同和問題の歴史
 - 教科書記述に基づいた同和問題に関する学習
 - 同和対策審議会答申を差別のない社会づくりに生かす
- <資料>全国水平社宣言

学校においては、どのように取り組めばよいのでしょうか？

同和問題（部落問題）について理解を深めるために、学校では、**研修の充実に努め**、児童生徒との**授業に一層の工夫改善**を加えていく必要があります。

そこで、「**人権教育授業実践研修会**」の内容や成果等の**学校全体へのフィードバック**を！

○ 教育事務所ごとに実施

- ・ 5か年で全学校が受講
- ・ 人権同和教育担当者の悉皆

○ 実施時期、場所

- ・ 5月中旬～7月初旬
- ・ 小、中学校を会場

○ 主な内容

- ・ 人権同和教育の推進
- ・ 人権同和教育担当者の役割
- ・ 参加型学習の実際
- ・ 部落問題学習の実際

※ 社会科歴史分野の江戸時代「身分制度」の単元を提案
授業として、実際の授業を通じた授業研究

○ 人権同和教育担当者としての役割を通したフィードバック

○ 人権同和教育に関する授業についての全体研修の実施

- ・ 参加型学習の進め方
- ・ 部落問題学習に係る指導案検討、研究授業

※ 授業については、担任や教科担当者任せにならないように、学校全体で授業の在り方を追求する。

※ 授業実践研修会では、「身分制度」の部分の詳細な本時案を提供しています。学級の実態に応じて内容を精選して授業を組み立てましょう。



提案授業の様子／龍郷町立龍南中学校

豊かな授業で
「差別を許さない
生き方」を
育もう！

みんなで考えよう！

日本の歴史において、同和問題の起りは、「ケガレ意識」が社会に広まった中世期と考えられています。しかし、授業においては、次のような課題が明らかになっています。

- 小学校においては、教科書記述（第6学年歴史学習）で具体的にふれられていない。
- 中学校においても、「ケガレ意識」と「差別」の関係を十分に理解させるのが難しい。
- 差別の起りを押さえていないと、「なぜ差別される身分があるのか」という疑問に答えられない。

このような課題へのアプローチや授業づくり等について、学校で取り組んだ成果を普及する場として、「人権教育授業実践研修会」を活用してほしいと考えています。

関連する単元や活動等		
実施時期 月	実施時期 旬	教科・領域・単元・行事名等

外国人の人権

● 3月21日：「人種差別撤廃デー」（国連）



人KENあくみちゃん



「外国人の人権ポスター・キャッチコピーコンテスト」の最優秀賞を素材としたポスター
（法務省HPより）

「通じなかったのは、言葉じゃなくて心でした。」

「外国人の人権ポスター・キャッチコピーコンテスト」最優秀賞作品

このコンテストは、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催等を踏まえ、「外国人の人権」、「多文化共生」、「ユニバーサル社会」などをテーマとした外国人の人権に関する啓発活動のコンセプトとなる、効果的かつ印象的なキャッチコピーを広く一般から募集（平成27年10月）して行ったコンテストです。

（法務省HPから）

＜優秀賞＞ ・「認め合おう国を文化を人権を」

・「『違う』があることが、私たちの共通点だと思う。」

＜2016年（平成28年）6月3日公布・施行＞

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」
（ヘイトスピーチ解消法）

■ 国内における在留外国人の現状（平成30年3月27日 法務省入国管理局報道発表資料から）

○ 在留外国人数と推移

※在留外国人数：就労や留学などの中長期在留者と特別永住者の合計



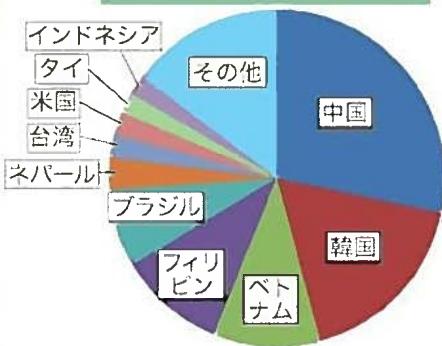
平成29年末の在留外国人数は、
256万1,848人で、前年末に比べ
17万9,026人増加
(+7.5%) となり
過去最高

注) 平成29年末の統計では、当時の外国人登録者数のうち、現行の出入国管理及び難民認定法第19条の3に規定する「中長期在留者」に該当し得る在留資格をもつて在留する者及び「特別永住者」の数であり、平成24年末の統計からは、「中長期在留者」及び「特別永住者」の数である。

○ 在留カード等上の国籍・地域別の在留外国人数

国籍・地域	平成28年末 (2016年)	平成29年末 (2017年)	構成比	対前年末増減率
計	2,382,822人	2,561,848人	100%	7.5%
1 中 国	695,522人	730,890人	28.5%	5.1%
2 韓 国	453,096人	450,663人	17.6%	-0.5%
3 ベトナム	199,990人	262,405人	10.2%	31.2%
4 フィリピン	243,662人	260,553人	10.2%	6.9%
5 ブラジル	180,923人	191,362人	7.5%	5.8%
6 ネバール	67,470人	80,038人	3.1%	18.6%
7 台 湾	52,768人	56,724人	2.2%	7.5%
8 米 国	53,705人	55,713人	2.2%	3.7%
9 タ イ	47,647人	50,179人	2.0%	5.3%
10 インドネシア	42,850人	49,982人	2.0%	16.6%
11 そ の 他	345,189人	373,339人	14.6%	8.2%

在留外国人の構成比
(国籍・地域別、平成29年末)



○ 在留外国人数の割合が多い都府県

【都道府県別在留外国人数】（構成比の高い都府県）

都府県	平成29年度末	構成比
計	2,561,848人	100%
1 東京都	537,502人	21.0%
2 愛知県	242,978人	9.5%
3 大阪府	228,474人	8.9%
4 神奈川県	204,487人	8.0%
5 埼玉県	167,245人	6.5%
36 鹿児島県	9,101人	0.4%

在留外国人が人口に占める構成比が高い地域は、大都市圏を中心に、大きな都市を有する都府県となっている。

ちなみに、我が国の総人口は、約1億2,659万人（総務省 平成30年7月1日現在）であり、約2%が在留外国人にあたる計算になる。

○ 前年度増減率は、熊本県の16.5%に次いで全国2位の水準

○ 本県における在留外国人数の推移

H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	
2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	前年度増減率
6,193人	6,284人	6,317人	6,443人	6,733人	7,222人	7,954人	9,101人	14.4%



法務省は、留学生や留学後に日本で就職する外国人が増えていることが背景にあると分析しています。深刻化する働き手不足に対応するため、外国人労働者の受け入れを拡大する政府の方針により、今後、在留外国人数は、更に拡大する見通しです。

学校においては、どのように取り組めばよいのでしょうか？

【学習指導要領】（文科省）

国際理解に関する内容について、教科や総合的な学習の時間、外国語活動、特別の教科・道徳など幅広く、「持続可能な社会の創り手」となる児童生徒に、「グローバル化する国際社会」に主体的に生きる資質・能力を育成すること



学校においては 一自國文化理解と他國文化理解を深めるために、自他を尊重する人権教育を基盤に進めましょう！



- ・じろじろ見られるのが気になる。
- ・学校の文書が理解できない。
- ・コミュニケーションが取りにくい。
- ・いじめられないかな。
- ・文化や習慣になかなか慣れれない。

子どもや保護者の様々な不安を取り除く支援や、思いを受け止める関係づくりを大切にしましょう。

ここでも、「Momの姿勢」で「寄り添う」ことから！



平成29年度版「なくそう差別 薫こう明るい社会」P.2 参照

AKENおもて

【地域における多文化共生推進プラン】（総務省）

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくことを推進

地域においては 一外国人が安心して暮らさせて活動しやすい地域・まちづくりを進めましょう！



- ・困ったことがあつたら相談できる。
- ・温かい声を掛けられて安心できる。
- ・私の国のこと興味をもってもらえる。

「私も大切、あなたも大切」という人権尊重の理念を地域にも広げ、温かいコミュニティづくりに心掛け「心のバリアフリー」を進めましょう。

みんなで考えよう！

次の言葉は、1950年～60年代にアメリカで黒人公民権運動の先頭に立って活動したマーティン・ルーアー・キング・ジュニア（キング牧師）の「I have a dream!」演説の一部です。

「人種の違い」についても考えてみましょう。

私には夢がある。いつの日かジョージアの赤土の丘で、昔は奴隸だった人の子孫と昔は奴隸の主人だった人の子孫が、友愛のテーブルを囲んで一緒に座ることを、私は夢見る。

私には夢がある。いつの日か私の4人の小さな子どもたちが、肌の色ではなく人格で評価される国で暮らすことを、私は夢見る。

関連する単元や活動等	
実施時期 月	教科・領域・単元・行事名等

HIV感染者等の人権



- 12月1日：「世界エイズデー」(WHO)
- 11月16日から12月15日の1月間：
「鹿児島レッドリボン月間」(県)

エイズへの理解と支援の象徴

「ぼくは ジョナサン…エイズなの」

ジョナサン・スウェイン少年は、1983年3月19日に未熟児で生まれ、受けた輸血によって感染した6歳の少年でした。当時の少年の愛と感動の日々を描いた写真絵本のタイトルにこの言葉が使われています。

ぼくは、血液の中に病氣があるの。エイズっていう病氣で死ぬこともあるんだ。もし、みんなは、ぼくがころんだけがをして血が出たら、みんなは助けを呼びにいってね。きみたちがぼくを助けようと思っちゃダメ。ぼくの血液にさわっちゃいけないよ。

ぼくの近くにいるだけで病氣がうつることはないからね。たとえばぼくの血が出ててもね。

『ぼくはジョナサン…エイズなの』(大月書店) — 著者:ジョナサン・スウェイン、シャロン・シーリング 訳:山本直英一 から引用

■ 基礎知識として

○ エイズ (AIDS) とは？

様々な病原体から私たちの体を守っている「免疫機能」が働かなくなる病気
Acquired (後天性) Immunodeficiency (免疫不全) Syndrome (症候群)

○ HIVとは？

エイズの原因となる免疫機能を低下させるウイルス
Human (ヒト) Immunodeficiency (免疫不全) Virus (ウイルス)

○ このようなことでは感染しません！

- ・ HIVは、唾液、尿等にも含まれますが、微量なので感染の心配はありません。
- ・ HIVは、熱や消毒に弱く、人の体の中に入らなければ生きていけません。
- ・ HIVは、感染力が弱く、性行為以外の日常生活では感染しません。

〔握手や抱擁、咳、くしゃみ、トイレ、風呂やプール、吊革や手すり、飲物の回し飲み、同じ鍋での食事、体が接触するようなスポーツなど、このようなことでは感染しません。〕

HIVに感染しても
すぐにエイズを発症
するわけではありません。

現在は、治療によ
り、エイズ発症をほ
ぼ抑えられるようにな
っています。



■ なぜ、HIV／エイズに対する差別や偏見が社会問題となったのか!?

○ 1981年に突然の登場

- ・ アメリカの新聞が、「ゲイ男性に肺炎」の見出しで、ロサンゼルスやニューヨークの男性同性愛者に原因不明の重い肺炎が発生していることを伝えたのが発端
- ・ 世界中で、著名人を含めたエイズ患者の相次ぐ報告

○ 国内では、エイズ患者やHIV感染者を社会から疎外（エイズパニック）

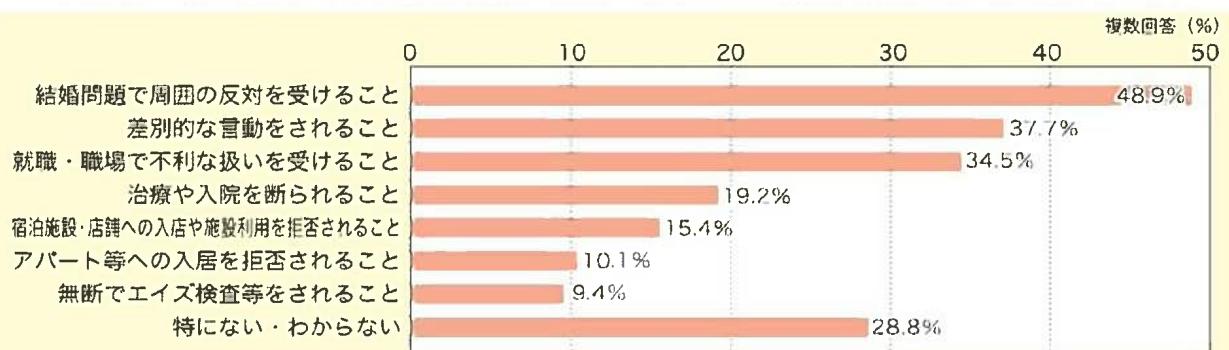
- ・ 得体の知れない病気への恐怖と忌避意識、同性愛者や外国人への偏見といった既存概念など、負の連鎖により二重の差別構造を作り出した。



HIV／エイズに対する間違った認識や、感染、予防に係る不十分な知識 エイズ＝恐ろしい病気という意識の急速な広まり

■ 内閣府「人権擁護に関する世論調査」（平成29年10月調査から）

エイズ患者・HIV感染者やその家族に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか？



薬害エイズ被害

1980年代前半、HIVの混入した非加熱血液凝固因子製剤の投与により、多くの血友病患者がHIVに感染し、社会問題となりました。

感染被害者は、厳しい偏見と差別の下で社会から排除されたうえ、感染告知が遅れました。その結果、発病予防の治療を受けなかったことに加え、二次、三次感染につながったのでした。

一口メモ

国内の初期のHIV感染者の大半は、HIVが混入した輸入非加熱血液製剤からの感染

国内で使われている輸血用血液や血液製剤は、現在の医療技術でできる限りの厳重な検査と品質管理を実施

HIV感染経路は、性行為、血液感染、母子感染の3つ。

現在、国内では性行為による感染が最大の感染経路となっている。

薬害HIV訴訟

1989年(平成元年)

被害患者とその遺族は、国と製薬会社が非加熱製剤の危険性を認識しながらもそれを認可、販売したとして提訴
1996年(平成8年)

3月、国と製薬会社は、責任を全面的に認め和解
裁判所

学校においては、どのように取り組めばよいのでしょうか？

文部科学省は、エイズ教育の推進の目的を「エイズを予防する能力や態度を育て、エイズに対するいたずらな不安や偏見を払拭すること」とし、人間尊重、男女平等の精神に基づく性に関する指導の一層の充実を図る必要を訴えています。

＜文部科学省：保健学習及び保健指導の補助資料&道徳、特別活動、総合的な学習の時間等の補助資料＞



中学校用、高等学校用には、感染症についての学習資料が掲載されています。



誤解や偏見をなくしましょう！

エイズは命を持つ生物の問題で、世界で多くの人が、HIV感染の人々と共に、この問題になり込んでいます。

保健学習、特別活動、道徳、総合的な学習の時間など性に関する指導や人権教育とも関連付けて、学習の充実を図りましょう。

こんな資料もあるよ！

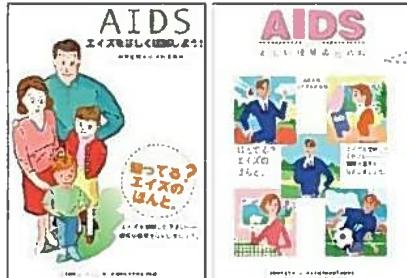
エイズ教育

検索

→ エイズを正しく理解しよう！ —日本学校保健会

中学校用

高等学校用



1. エイズ 正しい理解のために
2. なぜエイズが問題になっているのか？
3. エイズとはどんな病気なの？
4. HIVに感染するとどうなるの？
5. どのようにしてうつるの？
6. どうすればうつらないの？
7. 誤解や偏見をなくしましょう。
8. エイズQ&A

関連する単元や活動等

実施時期 月	教科・領域・単元・行事名等 句

ハンセン病元患者等の人権

- 6月22日：「らい予防法による被害者の名譽回復及び追悼の日」（国）
- 6月22日を含む日曜日から一週間：「ハンセン病問題を正しく理解する週間」（県）



ハンセン病元患者の人たちの声

「故郷、家族、同級生、それらは無条件に、限りなく恋しいものとして意識される」

「私達ハンセン病回復者はもう感染者ではない。耐え抜いた者だけの知恵と深さも備わったと思う」

「国が変わることも然り、社会が変わることも然り、しかし、『あなたがどう変わりましたか？』、そのことが今、問われているのです」

(ハンセン病問題を正しく理解するために：鹿児島県作成リーフレットから)



鹿児島県 ハンセン病問題



■ ハンセン病問題に関する主な歴史

年	主な出来事	県内の主な出来事等
1873(明治6)年 1897(明治30)年	○ノルウェーのアルマウェル・ハンセン医師がらい歎を発見 ○第1回国際らい学会(ドイツ・ベルリン) ・らい歎による伝染病、隔離が有効とされるが無差別な隔離ははずめていない ・我が国のらい対策に大きく影響を与えた	諸外国から「文明國として患者を放置している」との非難
1907(明治40)年 1909(明治42)年	○「療予防二関スル件」が制定され、放浪患者の収容開始 ○全国5カ所で公立療養所開設 ○第2回国際らい会議(ノルウェー・ベルゲン) ・感染力の弱さを確認(絶対隔離ではない病気)	「療予防二関スル件」を作り直した法律。この法律の制定により、日本中の全てのハンセン病患者を、療養所に隔離できるようになる。この法律に前後して行われた「無らい県運動」により、ハンセン病を全てなくそうという「強制隔離によるハンセン病絶滅政策」が広まる。
1929(昭和4)年	○各県が競って患者を見つけ出し、強制的に隔離する「無らい県運動」が広がる	1935(昭和10)年 星塚敬愛園開設
1931(昭和6)年	○「療予防法」が制定、隔離対象となる患者の範囲が広まる ・在宅患者の強制隔離を開始	1943(昭和18)年 奄美和光園開設
1943(昭和18)年	○アメリカでファヂニー氏がプロミン(薬品名)の治療効果を発表	ハンセン病患者の本人の同意に基づいた優生手術(生殖腺を除去せず、生殖を不能にする手術)、人工妊娠中絶を認めた。
1947(昭和22)年 1948(昭和23)年	○日本でプロミンの使用が始まる ○優生保護法成立 ・優生上の見地から、不良な子孫の出生を防止する等を目的とした法律 その対象としてハンセン病が明文化	「療予防法」を一部作り直した法律。「強制隔離」「懲戒検査権」などはそのまま残った。患者の働くことの禁止、療養所入所者の外出禁止などを規定した。
1953(昭和28)年 1960(昭和35)年	○「らい予防法」の制定 ○WHO(世界保健機関)がハンセン病患者の差別撤廃と外来治療を提唱	これにより、「療予防二関スル件」から90年間続いた国の隔離政策が正式に廃止された。
1996(平成8)年	○「らい予防法」廃止 ・「らい予防法」の見直しが遅れたことなどについて厚生大臣が謝罪	2008(平成20)年 星塚敬愛園「母の胸に抱かれることなく旅立った子ども達」の慰靈祭
1998(平成10)年	○熊本地裁に星塚敬愛園、菊池恵楓園の入所者ら13人、「らい予防法」違憲国家賠償請求訴訟を提起	2013(平成25)年 奄美和光園創立70周年
2001(平成13)年	○「らい予防法」違憲国家賠償請求訴訟で、原告勝訴の判決	2015(平成27)年 星塚敬愛園創立80周年
2002(平成14)年	○「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」成立。和解に関する基本合意書締結	
2003(平成15)年	○全国50の新聞紙上に厚生労働大臣名で謝罪廣告掲載	
2008(平成20)年	○国立ハンセン病療養所等退所者給与金事業開始	
2009(平成21)年	○熊本県内のホテルにおいて宿泊拒否事件が起きた	
2014(平成26)年	○「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」制定 ○「らい予防法による被害者の名譽回復及び追悼の日」(6月22日)制定 ○「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」公布	

一口メモ

古くは「日本書紀」や「今昔物語集」にも「らい」の記述があるといわれています。

この病気にかかった者は、仕事ができなくなり、商家の奥座敷や、農家の離れ小屋で、ひっそりと世の中から隠れて暮らしたのです。ある者は家族への迷惑を心配し、放浪の旅に出る、いわゆる「放浪魔」と呼ばれる人がたくさんいました。

1871年（明治4年）の太政官布告で「穢多」身分、「非人」身分が廃止されました。同時に、当時のハンセン病患者たちをさした身分呼称も廃止されたと言われています。その人たちの多くは、門付け芸や病人の介抱、死体の処理、田畠の見回りなどに従事していたようです。

学校においては、どのように取り組めばよいのでしょうか？

ハンセン病であった方々は、今まで想像を絶する差別や偏見を受けてきました。現在、我が国においては、感染源になる人がほとんどないことから、感染し発病することは、極めて稀です。



本県には、国立療養所星塚敬愛園（入所者数：119人、平均年齢：87.4歳<H31年2月1日未現在>）、国立療養所奄美和光園（入所者数：24人、平均年齢：86.04歳<H31年2月1日未現在>）の2つの療養所があります。入所者の高齢化が進んでいますので、ハンセン病問題を語り継ぎ、時代を担う子どもたちに正しい認識を引き継ぐことが大切です。



Mom ハンセン病問題の学習で、「元患者のみなさんがどれほどやしい思いをさせられてきたかを実感できた」「想像をこえる苦労の中を生きぬいたという事実に心がふるえた」「自分も物事を正しく判断して、間違った意識に流されないようにしたい」などといった感想をもつ子どもたちがたくさんいます。厳しい差別と偏見、そして、人間弾圧に負けなかったハンセン病元患者の人たちの勇気を前に、子どもたちにどう生きるかということを迫ることができる非常に貴重な学習がハンセン病問題に関する学習なのです。

<子どもたちとの学習で大切にしたいこと>

①ハンセン病とは？

：感染力が弱いらしい菌による病気なのに、なぜ…

②隔離政策と抑圧の中を生きてきたという事実に迫る

：人間として生きるとは？

③ハンセン病元患者の人たちと社会とのつながりを考える

：人と関わることの価値

正しく知らないことが、偏見、差別につながることを理解する。

生きる勇気や困難の中をどう生きるかについて追求する。

学級や友達との関係を見つめ、自分の生活をよりよくしていく。

単にハンセン病問題に関する授業を行うのではなく、この授業を通して、子どもたちにどんな生き方を切り拓いてほしいのか、学級や集団のどんな課題を乗り越えてほしいのかという明確な課題意識とともに学習を組み立てることが肝要である。授業後の子どもたちの受け止めも確認して、ねらいにそぐわなかった場合は、補充学習を行うなどして、正しく理解するよう留意する。

みんなで考えよう！

次のことからどんなことを考えますか。考えたことを出し合ってみましょう。

- ・ ハンセン病の原因となる「らい菌」は極めて感染力の弱い菌である。ハンセン病療養所で、患者さんたちと接してきた職員のうち発病した人は誰もない。
- ・ 現在、ハンセン病療養所の入所者の方々は、病気は治っており、ハンセン病の人はいない。顔や手足の変形などは、後遺症によるものである。

関連する単元や活動等	
実施時期 月	教科・領域・単元・行事名等

インターネット等による人権侵害

公益社団法人 ACジャパン

九州地域キャンペーン2017年制作
広告作品（ラジオCM）から引用

（作品タイトル）

「デジタルTATTOO」



投稿者：あいつ、イタくない？

ナレーション：その投稿、後悔しませんか？

投稿者：センスないよねー。あんたって、悩みないでしょw

ナレーション：その投稿、後悔しませんか？

投稿者：生意気だよね。キモい。うそつき。消えろ。

ナレーション：その投稿、一生後悔しませんか？

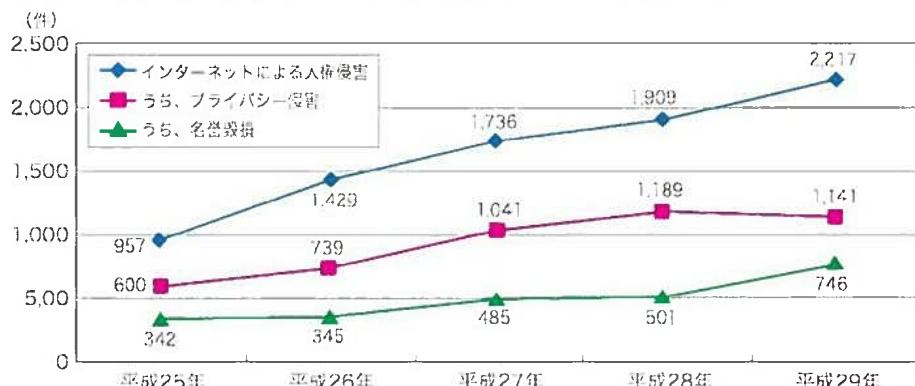
あなたの投稿は、永遠に消せない可能性があります。

■ 平成29年における「人権侵犯事件」の状況等について（法務省）

○ インターネット上の人権侵害情報に関する事件数が、5年連続して過去最高件数を記録

→ **2,217件**（対前年比 16.1%増加）

【インターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件の推移】



インターネット上の
人権侵犯事件の発生
件数は増加の一途で
あり、歯止めがきか
ない深刻な状況が続
いている。

※上記件数は、法務省の人権擁護機関に入権を侵害されたという申告等に基づいたものであるので、実際には相当数の人権侵犯事案が発生していると考えられる。

■ 平成30年度「インターネット利用等に関する調査」結果（県教育委員会）

【児童生徒のインターネット接続機器の所持率（%）】

	自分専用	家族共用を使用	所持又は使用	未所持・未使用
小学校	40.6	49.1	89.6	10.4
中学校	55.6	39.9	95.5	4.5
高等学校	96.4	2.9	99.3	0.7
特別支援学校	38.0	33.8	71.8	28.2



＜小学校比較＞
H26: 80.5%
↓
H30: 89.6%

ここでいうインターネット接続機器とは、携帯電話（スマートフォンを含む）、ゲーム機、パソコン、タブレット型端末、携帯音楽プレーヤー等、インターネットに接続できる機器を指す。

※全回答者数（89,995人）に対する割合

＜児童生徒及び保護者の意識の高揚に粘り強く取り組みましょう！＞

ネット問題は、どの校種においても喫緊の課題です。様々な機関等から配布されるネット問題に対応する啓発資料を活用して、児童生徒はもとより保護者に対する情報モラル、情報セキュリティへの意識高揚を図っていきましょう。



SNSの世界を甘く考えたらいけない

使い方を間違えると、人の心を傷付ける「凶器」になる。

使い方次第で、「加害者」にも、「被害者」にもなるおそれがある。

- 無料通信アプリなどを使用したいじめ…無料通信アプリ内で性間外しされたことで自殺につながった。
- リベンジポルノ・児童ポルノ…リベンジポルノ防止法により処罰される。
- 個人情報の無断掲載…プライバシーの侵害であり、ネットトラブルで最も被害件数が多い。
- 性犯罪…出会い系サイトのほかに、一段のコミュニティサイトや無料通話アプリのサイトで被害を受ける。
- 検査対象の未成年者の個人情報掲載、著作権侵害など



本来は、交流や発信、情報収集など、とにかく便利な世界

- ◎メールや読み上げソフトなどで、聴覚や視覚に障害がある人の意思疎通にも役立ち、障害のある人の行動範囲を広げられるといった様々な「よさ」で利用することが大切!!

学校においては、どのように取り組めばよいのでしょうか？

子どもたちに携帯電話やスマートフォンなどのネット環境を与える家庭と学校が協働して、ネットトラブル等を防ぐ取組が極めて重要です。

学校での子どもたちとの学習のみならず、授業参観やPTA、家庭教育学級等を通して家庭や地域への啓発等に粘り強く努めましょう！その際、取組を焦点化するような工夫も行いましょう。

取組例

【重点事項】：インターネットの長時間使用への対策（法務省や県教育委員会も警鐘を鳴らしている）

【ねらい】：子どもの育ちに深く影響を及ぼすことを理解すること

【活動の流れ】：（イラスト・羽文　企画：法務省　人権課）（制作：公益財団法人　人権教育啓発推進センター「あなたは大丈夫？考え方！インターネットと人権」から）



- ① インターネットに係る各家庭の現状や課題などを交流する。
- ② 右のイラストを基に、このような状態を続けたらどのようなことが心配されるか考える。
- ③ 子どもにとって望ましいネット環境を整えることについて話し合う。
- ④ 各家庭で実効性のある対策やルールづくりなどについて話し合う。

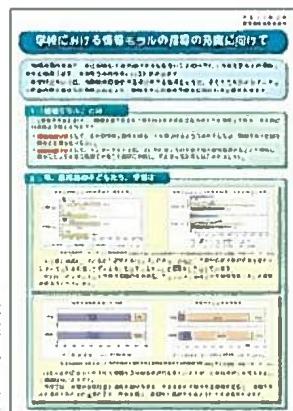
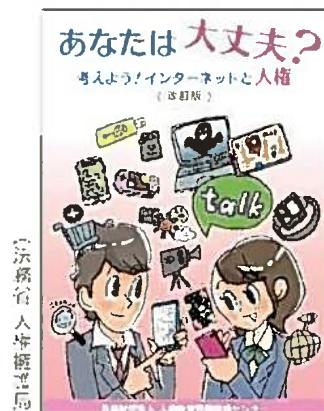
例えば

男子高校生たちは、多人数が同時に参加してネット上の仲間とチームを組んで敵と戦う、人気のオンラインゲームを友人が紹介してもらいました。最初は、夜寝る前のほんの少しの時間にゲームに参加していただけでしたが、チームを組んで勝つため途中で抜けると仲間に迷惑をかけるという思いから、深夜まで続けるようになっていきました。Cは、ゲームで夢を追求することで迷惑感を得るようにならなかったのか、満足すれば仲間から賞賛されることが心地よくなり、睡眠時間をほとんど取らずゲームに没頭しました。その後、朝起きられなくなり、生活も乱れ不登校となりました。

みんなで考え方！

～有効な資料を活用して～

次の2つのリーフレットは、非常に分かりやすい内容になっています。
法務省、県教育委員会のウェブページからダウンロード可能です。



関連する単元や活動等	
実施時期 月　旬	教科・領域・単元・行事名等

性的マイノリティに係る人たちの人権

生きづらさを感じながら学校生活を送っている現実があります。

学校で、2人で騒ぐ男子生徒に教師が、「お前らホモかよ」と発言を聞いてドキッとした。教科書に、「思春期になると異性を好きになる」とだけの記述しかなく、残念な気持ちになる。小学校から一人でも、「同性を好きになってもいい」と言う先生がいたら気持ちが楽になれた。

◆ セクシュアリティ（性のあり方）に関する基礎知識として

セクシュアリティ

◎身体の性（生物学的な性）

=誕生時の外観や血液検査などで判断

◎心の性（性自認）

=男性または女性であることの自己認識

◎恋愛対象（性的指向）

=どの性を好きになるか

多数者 身体の性 = 心の性 + 恋愛対象が異性

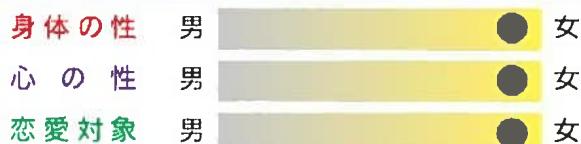
性的マイノリティ（性的少数者） 多数者でない人たち
LGBT, LGBTQなどと表現する場合もあります。

Sexual Orientation（性的指向）とGender Identity（性自認）は、全ての人に関係する性に係る構成要素です。頭文字から「SOGI」（ソギ／ソジ）と書いますが、自分のこととして捉える重要な概念と言えます。

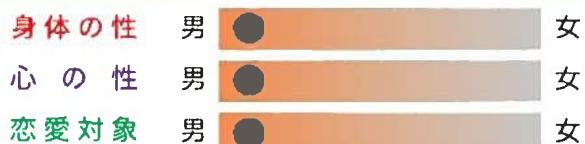
セクシュアリティの要素から見た多様な性（LGBT）

() の割合：2016年実施の民間調査／全国の20～59歳の10万人（有効回答者数約9万人）を対象【P20の①の調査と同じ】

L…Lesbian（レズビアン）の場合（2%弱）



G…Gay（ゲイ）の場合（約2%）



B…Bisexual（バイセクシュアル）の場合（2%弱）



T…Transgender（トランスジェンダー）の場合（約0.5%）

— FTM (Female To Male) —



— MTF (Male To Female) —



※●の位置は人によって異なるため、上の図はあくまでも一例を示しています。



LGBTのほかに、心の性や恋愛対象などが特定しにくいクエスチョンング（Questioning）、身体の性が判別しにくい性分化疾患（インターフェックスと呼ばれる場合もある）、性的欲求をもたないエイセクシュアル（アセクシュアル）などがあります。

■ 性的マイノリティに係る国などの動きと現状

2003年(H15) 法務省	性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律	
2010年(H22) 文科省通知	児童生徒が抱える問題に対する教育相談の徹底について	
2012年(H24) 内閣府	自殺総合対策大綱改正	性的マイノリティを対象とした自殺対策の必要性を明記
2013年(H25) 文科省	学校における性同一性障害に係る対応に関する状況調査	全国で606件の報告
2015年(H27) 文科省通知	性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について	社会的関心の高揚、該当する児童生徒及び保護者の心情に十分配慮した対応の実施
2015年(H27) 渋谷区	渋谷区男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例	全国初の条例制定
2015年(H27) 内閣府	第4次男女共同参画基本計画	
2016年(H28) 文科省	性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について(教職員向け)	リーフレットの活用促進
2017年(H29) 厚労省	児童養護施設におけるいわゆる「性的マイノリティ」の子どもに対するきめ細かな対応の実施等について	

<調査で示されている現状>

- ①民間の調査Ⅰ<2016年(H28)>：性的マイノリティに係る人たち=約5.9%（約17人に1人の割合）
- ②民間の調査Ⅱ<2018年(H30)>：性的マイノリティに係る人たち=約8.9%（約11人に1人の割合）
- ③三重県の県立高校2年生1万人(回収率9割)への調査<2017年(H29)>：性的マイノリティに係る生徒=約10%

学校においては、どのように取り組めばよいのでしょうか？

- 平成27年4月に文部科学省が通知した「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」に基づき、相談体制や支援体制を整え、具体的な対応の実施を行うことが重要です。

性的マイノリティ当事者をめぐる状況				
いじめ被害				
不登校	性的マイノリティの象徴	自傷行為		
自殺念慮	レインボーフラック	自殺未遂		
自己否定				
・カミングアウトへの不安 ・安心して相談できる存在がない ・理解される環境が整っていないなど				

深く寄り添うこと！

支援、対応の実施を！

必ず読もう！

- ・対応の現状
- ・特有な支援や相談体制の充実
- ・対応等に係るQ&A

文部科学省のウェブページからダウンロードできます。

文科省 性同一性障害対応 検索

- 該当する児童生徒が安心して生活できるように日常的な取組も大切です。

＜研修を重ねること＞

- ・性的マイノリティについての理解の深化
- ・固定観念を払拭し、多様性を尊重する意識の高揚

＜児童生徒への情報提供を行う＞

- ・保健室等に関連書物を設置、啓発ポスターの掲示
- ・性的マイノリティに関するHRや人権学習等の実施

＜セクシュアリティに係るネガティブな言動をしない＞

- ・同性同士が密着してふれあっているときに…
- ・服装や持ち物等を性別と関連付けて…

＜性的マイノリティへのアンテナを高くする＞

- ・相談や訴えなどを行いやすい環境づくり
- ・全校体制でスムーズな支援や対応の実施

みんなで考えよう！

「先生、実は…」と子どもが悩みを吐露できるためには、相談しやすい環境や信頼関係が大切です。子どもの立場で考えてみましょう。

Q もし、児童生徒であったとして、自分が困っていたら

- ① 学校で誰に相談しますか？
- ② いつ相談しますか？
- ③ どこで相談しますか？
- ④ 相談した後には、どんな不安が残るでしょうか？

気付きを子どもとの向き合いにつなげましょう！

関連する単元や活動等	
実施時期 月	教科・領域・単元・行事名等

参考 平成31年度版人権教育指導資料「仲間づくり」性的マイノリティ編
平成28・29年度版人権教育研修資料「なくそう差別 築こう明るい社会」

犯罪被害者等の人権

● 11月25日から12月1日までの1週間：「犯罪被害者週間」(国)(県)

犯罪の被害を受けた人たちが多く抱く感情

加害者の刑務所内医療や社会復帰に向けた更生など費用は全て国費によって賄われます。一方、被害者は、被った傷害の医療、介護費、生活費は全て自己負担なのです。被害を受けただけなく、事件に対する精神的なショックをはじめ、一変する生活や経済的負担など厳しい状況におかれる場合もあります。このことに寄り添ってほしい。「犯罪被害は、誰にでも起こり得ること」なのです。

学校においては、どのように取り組めばよいのでしょうか？

■ 直接的に被害を受けること

- 突然、家族を失ったり、仕事を続けられなくなったり、ダメージは計り知れない。
- 人格形成の途上にある少年が被害を受けた場合、その後の健全育成に与える影響が大きい。



【子どもの性被害をめぐる深刻な状況】

- 児童ポルノ事犯に係る被害児童数が近年増加

- SNS等の利用に起因して性的な被害に遭うケースの増加
- JKビジネス等の児童の性に着目した新たな形態の営業の出現

「子供の性被害防止プラン」は、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会までを視野に、現行法を前提として、児童の性的搾取等の撲滅に向けて政府が取り組むべき施策を6つの方針に取りまとめたものである。

子どもを犯罪から守るために、現状を直視して学校でも意識を高めて取り組もう！

■ 被害者の家族を含めた人達の精神的ショック（二次被害）

- 捜査や長期にわたる裁判の過程において受ける負担が大きい。
- 心ない噂や中傷、行き過ぎた取材や報道により私生活の平穡が脅かされる。



【犯罪被害者等基本法（平成17年4月施行）】

- 犯罪被害者等のための施策に関する基本理念を定める。
- 犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とする。

「犯罪被害者に必要な時間」というパンフレットを厚生労働省が作成しています。犯罪被害者等の精神的負担や経済的困窮などに企業や事業所が支援するための内容が示されています。社会全体で「寄り添う」ことの大切さが伝わってきます。

犯罪被害者等の家族が安心して通える学校づくりを「MOMI」で進めよう！

参照 DVD 「もしも・・・あなたが犯罪被害に遭遇したら」(約20分: 檜原伸) も法務省のウェブページから視聴できます。

■ 鹿児島県及び鹿児島県警察の犯罪被害者等に係る支援施策

県：「第3次犯罪被害者等基本計画に基づく鹿児島県犯罪被害者等支援の方針」

県：「被害にあわれた方などのための支援ガイドライン～犯罪被害者等支援を中心にして～」

県警：「警察による犯罪被害者支援」

鹿児島県 犯罪被害者支援

検索



一方、刑を終えて出所した人については、本人の強い更正意欲とともに、周囲の人々の理解と協力による円滑な社会復帰の実現が重要です。また、本人や家族への根強い偏見のため住居面や就労面で差別的に扱われたり、本人の更正意欲を踏みにじったりしている現状の解消も大切です。

北朝鮮当局による拉致問題等

●12月10日から12月16日までの1週間：
「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」(国)(県)



拉致被害者家族の現在の声

ブルーリボン

「娘は、日本に見捨てられたと思っているのではないか」
「どんなに時間がかかっても、救出をやり通してほしい」
「状況は混沌としている。拉致問題が置き去りにならないよう、様々な立場等を超えてベクトルを合わせて取り組んでほしい」

●問題の解決がなかなか進まない（被害者の帰国が実現しない）状況

被害者家族は、拉致問題への関心や解決への意識が薄まっているのではという不安を抱いている。

拉致問題啓発スター(内閣元)

■ 被害者の失踪から約50年の年月が経とうとしています。

- ・ 1970年代から1980年代にかけ、多くの日本人が不自然な形で行方不明
- ・ 2002年9月までは、拉致の疑いを北朝鮮は頗るに否定
- ・ 北朝鮮は、2002年9月の第1回日朝首脳会談で初めて拉致を認め、謝罪し、再発防止を約束



(2018年10月、3人の拉致被害者が24年ぶりに帰国)

※現在、日本政府は北朝鮮に拉致された被害者として17名を認定

※拉致の可能性を排除できない者として883人（2018年10月現在）に関して、国内外からの情報収集や捜査・調査を継続

学校においては、どのように取り組めばよいのでしょうか？

学校においては、拉致被害者やその家族の人たちの思いに寄り添い、拉致問題への関心や解決への意識を適切な学習等を通して高めていくことが大切です。

（※適切な学習とは、北朝鮮や北朝鮮の人々への新たな差別を生むことがないように十分に配慮した学習のこと）



現在、内閣官房拉致問題対策本部は、学校教育における拉致問題に係る授業の在り方や授業展開について研修会を実施し、都道府県の取組の更なる充実に向けて取り組んでいます。



<学校での学習では>



- ① 発達の段階に応じた学習となることに特に留意する。
- ② 拉致問題に関する理解を深めると同時に、北朝鮮や北朝鮮の人々への偏見や差別を生まないように十分配慮する。
- ③ 視聴覚教材を視聴しただけ、資料を読んだだけ、講演会を実施しただけとならないよう事前、事後の学習などを含め、児童生徒の受け止めを看取りながら行うようにする。

（参考資料）文部科学省のウェブサイトからダウンロード！

トップ>教科>小学校、中学校、高等学校>人権教育>各種課題に関する参考資料集>「北朝鮮による拉致問題等」
→ 参考資料アニメ「めぐみ」を学校で活用する際の指導の参考となる資料

<家庭、地域への啓発では>

アニメ「めぐみ」
www.rachi.go.jp
改元立政門問題対策本部からダウンロードできます。

- ① 地域の実情を十分に把握して、取り扱う内容について検討し、家庭教育学級や地域を対象にした講演会等での啓発を実施する。
- ② 拉致問題に関する理解を深めると同時に、北朝鮮や北朝鮮の人々への偏見や差別を生まないように十分配慮する。
- ③ 実施後の受け止めや家庭での会話等にもアンテナを高くしておく。

「拉致被害者御家族ビデオメッセージ」
チラシの裏面の一部を抜粋

家族を抱きしめるその1まで
私たちがあきらめない！

当事者や家族の人たちの思いに、
改めて寄り添って！ Momoi

主な相談窓口等

女性の権利

国

●女性の人権ホットライン：0570-070-810（全国共通）※法務局・地方法務局の本局につながります。

- ・女性に関する様々な問題（家庭、仕事、暴力被害、健康など）

県

●女性相談センター：099-222-1467

- ・日常生活を送るうえでの何らかの悩み（配偶者等からの暴力、離婚問題、家庭の不和など）

●県男女共同参画センター相談室：099-221-6630, 6631（かごしま県民交流センター内）



子どもの権利

国の機関や全国の団体

●24時間子供SOSダイヤル：0120-0-78310

●子どもの人権110番：0120-007-110（全国共通）

●児童相談所全国共通ダイヤル：189 ※最寄りの児童相談所につながります。

- ・子育ての悩みや虐待と思った時など

●一般社団法人 日本電話連盟：0570-783-556（ナビダイヤル）

●チャイルドライン：0120-99-7777

●SOSミニレター



県内

●県警察少年相談窓口（ヤンクトレフォン）：099-252-7867（少年サポートセンター鹿児島中央駅分室）

（ヤンクトメール）：kp-young@mail@police.pref.kagoshima.jp

- ・家族が抱く子どもに関する悩み、子ども自身のいじめや犯罪等の被害等を受けている悩みなど

●かごしま教育ホットライン24：0120-783-574

●県こども総合療育センター：099-265-2400

●県精神保健福祉センター：099-218-4755（商通）

- ・思春期のこころの相談



●県総合教育センター：099-294-2820（特別支援教育研修課）

- ・障害のある子どもや学習面・行動面につまずきのある子どもにかかる相談

高齢者の権利

県及び市町村等



●鹿児島シルバー110番：099-250-0110, 0120-165270（フリーダイヤル）

- ・高齢者やその家族の方々の心配ごと、悩みごとの相談

●近くの地域包括支援センター、福祉事務所、在宅介護支援センター、保健所・保健センターなど

で認知症や介護に関する相談を受け付けています。

障害者の権利

県

●障害者くらし安心相談窓口

- ・県庁障害福祉課（障害者権利擁護センター）：099-286-5110

・大隅地域振興局地域保健福祉課：0994-52-2108

・大島支庁地域保健福祉課：0997-57-7222

●障害者110番

- ・県身体障害者福祉協会：099-228-6000

HIV感染者等の権利

●（公財）エイズ予防財団

（フリーダイヤル）

0120-177-812

（携帯電話から）

03-5259-1815

●県健康増進課

099-286-2730

●各保健所

外国人の人権

県

- 外国語人権相談ダイヤル：0570-090911
- 国際交流フラグ：099-221-6620（かごしま県民交流センター1階）



ハンセン病元患者等の人権

県

- 県健康増進課：099-286-2720



インターネット等による人権侵害

国及び県

- 県警察サイバー犯罪相談窓口：099-254-9110（総合電話番号）
- みんなのひやくとおはん番：0570-003-110 セロセロ みんなのひやくとおはん ※最寄りの法務局・地方法務局につながります。
・インターネットの悪用による人権侵害の相談

犯罪被害者等の人権

県

- （公社）かごしま犯罪被害者支援センター：099-226-8341
- 犯罪被害者等支援総合窓口：099-286-2523（県くらし共生協働課）
- 性暴力被害者サポートネットワークかごしま「FLOWER」：099-239-8787
- 性犯罪被害相談電話110番：#8103（ハートさん）



性的マイノリティに係る人たちの人権（児童生徒及び学校からの相談）

県

- 県教育庁人権同和教育課：099-286-5364
- かごしま教育ホットライン24：uguayo hotton 0120-783-574（フリーダイヤル：携帯電話は使用不可）
099-294-2200（携帯電話接続可）
- 県精神保健福祉センター：099-218-4755（直通）



※ 近年、相談に対応する医療機関や当事者団体、NPO法人なども増えてきています。児童生徒については、学校が相談窓口としての役割を果たせるように、「相談しやすい環境と相談体制づくり」に努めましょう。

その他人権に係る全般的な相談

県内

- 鹿児島地方法務局人権擁護課：099-259-0684
- 鹿児島地方法務局霧島支局：0995-45-0064
- 鹿児島地方法務局知覧支局：0993-83-2208
- 鹿児島地方法務局川内支局：0996-22-2300
- 鹿児島地方法務局鹿屋支局：0994-43-6790
- 鹿児島地方法務局奄美支局：0997-52-0376



※ 相談窓口によっては、電話での相談だけでなく、電子メールでの相談を受け付けているところもたくさんあります。相談窓口を所管する機関等のウェブサイトを閲覧してみましょう。

(参考資料等)

- ユニセフ、公益財団法人日本ユニセフ協会ウェブサイト
- 内閣府、文部科学省、総務省、法務省、厚生労働省、検察庁ウェブサイト
- 平成30年度版 高齢社会白書（内閣府）
- 入国管理局報道発表資料（法務省）
- 人権侵犯事件の状況等（法務省）

(引用文献・資料等)

- 「あなたは大丈夫？ 考えよう！ インターネットと人権」
(法務省 人権擁護局・公益財団法人 人権教育啓発推進センター)
- 「みなさんにお伝えしたいこと」(社会福祉法人 くまもと障害者労働センター 倉田 哲也 代表)
- 「ぼくはジョナサン…エイズなの」(大月書店)
- 「デジタルTATTOO」九州地域キャンペーン2017年制作広告作品(公益社団法人 ACジャパン)

(表紙写真：鹿児島県に咲く「花たち」)

- 撮影場所：県内某所
- 摂 影：人権同和教育課



所属		名前	
----	--	----	--